

## 総務省所管独立行政法人の見直し当初案

見直し当初案の内容一覧表	1
情報通信研究機構	2

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		総務省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置(又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業 との統合	民間・地方公共団体 への移管	その他
情報通信研究機構	1. 次期中期目標期間開始時から情報通信研究機構を特定独立行政法人以外の独立行政法人へ移行する方針を平成16年8月に決定し、「独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出済。非特定独立行政法人に移行後は、そのメリットを活かした諸施策を積極的に推進。 2. 2本部制の廃止(芝本部の廃止と小金井における一本部制への移行) 3. 研究開発領域の重点化に対応した研究体制等の見直し 4. 管理部門の効率化	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送通信研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等	地方拠点の廃止・集約化			1. 国の政策と連携した研究領域の重点化、 2. 客観的・定量的指標の導入、 3. 事業振興業務等の着実な実施、 4. 標準化・知的財産権・広報関連施策の推進

※整理表に基づいて簡潔に記載する。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人情報通信研究機構			府省	総務省		
沿革	平成13年4月 独立行政法人通信総合研究所（CRL）の設立 平成16年4月 独立行政法人通信総合研究所と認可法人通信・放送機構（TAO）の統合により、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）が発足						
役員数（監事を除く。）及び職員数（平成17年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）			
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	460人			
	6人	6人	0人				
国からの財政支出額の推移（13～18年度）  (単位：百万円)	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度（要求）
	一般会計	26,092	29,155	29,288	49,229	47,127	42,107
	特別会計				10,400	10,300	10,300
	計	26,092	29,155	29,288	59,629	57,427	52,407
	うち運営費交付金	18,566	19,417	19,602	38,335	38,108	38,395
	うち施設整備費等補助金	230	88	78	74	64	85
	うちその他の補助金等	7,296	9,650	9,608	10,821	8,955	3,627
支出予算額の推移（13～18年度）  (単位：百万円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度（要求）	
	26,953	37,641	40,717	65,654	61,037	52,407	
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成16年度実績）	(1) 独立行政法人通信総合研究所（CRL）と認可法人通信・放送機構（TAO）の統合に際し、中期目標・中期計画を見直し、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）発足に当たり、厳しい効率化目標を設定した。平成16年度の達成状況は以下のとおり。 ○ 一般管理費（人件費を含む） ・中期目標の記載：平成15年度決算額比2年間で6%以上の効率化 ・平成16年度の達成状況：3.7%の効率化 ○ 事業費 ・中期目標の記載：平成15年度決算額比2年間で2%以上の効率化 ・平成16年度の達成状況：6.1%の効率化						

(2) 情報通信研究機構の平成16年度実績に対する総務省独立行政法人評価委員会の評価においては、中期目標・計画に沿って策定された年度の計画目標を、総体的にみて期待されるレベルを上回るレベルで達成していると認められるとの評価を受けている。

同委員会の主な評価内容については、以下のとおり。

○ 平成16年度は、独立行政法人通信総合研究所（CRL）と認可法人通信・放送機構（TAO）が統合して新たに独立行政法人情報通信研究機構（NICT）として発足した最初の年度であったが、発足に伴って就任した長尾理事長のリーダーシップの下、

- ① 機動的・自立的な業務実施体制の確立という観点から、NICTビジョンの策定、内部評価システムの確立と外部評価の導入、産学官連携体制の加速など、積極的な改革を実施していること
- ② 中期目標・中期計画に規定された事業費の効率化目標を前倒しで達成するとともに、一般管理費についても達成に向けた適切な努力がされていること
- ③ 中期目標期間中における統合という事情に関わらず、業務運営が円滑に実施されるとともに、部門横断的な「研究開発推進ユニット」の設置など、統合のシナジー効果創出に向けた取組が開始されていること

など、様々な取組が実施されていると認められる。

今後も統合のメリットを最大限発揮できるよう、更なるシナジー効果の創出に向けた一層の努力を行うことが重要である。また、客観的・定量的な指標の導入による経営管理の一層の高度化の実現が望まれる。

○ これまで指摘されていた女性の任用・登用についても精力的に取り組んだことや要員増を抑えた組織効率の改善、任期付研究員の積極的な実施等についても評価できる。今後も、人材の多様性の確保に向けた体制整備について更なる加速を期待したい。

○ 研究開発業務については、具体的な課題の設定が行われるとともに、限られた予算と人員の中で、技術立国としての日本が世界と伍して技術競争をリードし得る技術について、国家的見地で分野の選択と技術開発を実施し、成果を上げている点を評価する。情報通信分野における産学官連携の要としての活動も高く評価できる。また、通信・放送事業分野の振興についても、国の政策課題の達成に向け、中期目標・計画に従って着実に実施していると認められる。

引き続き、中期目標期間の最終年度において、中期目標・中期計画の達成に向けて努力することが望まれるとともに、プロジェクトの特性を踏まえた適切な評価指標の設定を意識していくことが重要である。

	<p>また、研究機関間の包括協定等の取組は研究に相乗効果をもたらす効率性を高める上で有効な施策であることから、日頃の評価とマネジメントに配慮されることが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 成果普及活動等については、知財・産学連携室を設置したほか、認定TLOと連携して技術移転の強化を図るなど、知的財産権に係る取組を強化したことは評価できる。また、年間の報道発表件数は目標を超えて達成しているほか、新聞掲載、学術誌への投稿、国際標準化活動への貢献、審議会への提案等も積極的に実施していることは評価できる。今後は、一層の施策の推進を期待するとともに、活動の効率性向上のためには制度変化等に対応したより高い戦略性が求められる。</li><li>○ 財務に関しては、独立行政法人会計基準及び我が国における一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して適切に管理され、必要かつ十分な財務書類が作成されており、透明性及び説明責任の上からも目標を達成していると認められる。</li></ul>
--	--

事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人情報通信研究機構	府省	総務省
事務及び事業名	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等の業務を行う。		
事務及び事業の概要	情報通信技術の研究開発を基礎から応用まで一貫した統合的な視点で行い、併せて、情報通信分野の事業支援等を総合的に行う。		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p><b>（見直しに当たっての基本的な考え方）</b></p> <p>○ 情報通信分野は、それ自体が国際競争環境の厳しい分野であるのみならず、様々な社会経済活動の基盤的役割を果たしていることから、その消長が他の様々な産業の競争力にも重大な影響を与えることから、その発展が我が国の国際競争力の源泉となるものである。また、少子高齢化に代表される我が国の社会環境の変化に対応するため、情報通信技術を活用し、あらゆる人やモノがネットワークで結びつくことにより、豊かで安心・安全な国民生活を実現する独創的・創造的な日本発の社会モデルの構築が求められている。</p> <p>○ このため、情報通信分野は、現行の科学技術基本計画（平成13年3月閣議決定）において重点化すべき4つの研究開発分野の一つとして位置付けられているほか、政府のIT戦略本部（本部長：内閣総理大臣）にて決定されたe-Japan戦略Ⅱ（平成15年7月）やe-Japan重点計画2004（平成16年6月）に基づいた取組を進めているところである。欧米やアジアの諸外国においても、情報通信分野を国際競争力の源泉と捉え、研究開発予算を積極的に確保するなど、国を挙げて情報通信技術の研究開発等を戦略的に推進している。</p> <p>○ このような状況の中、情報通信研究機構は、情報通信分野を専門とする唯一の公的研究機関として、民間や大学においては実施が困難な研究開発について、国の政策と連携した質の高い研究成果の創出と効率的な業務・組織運営の遂行という2つの要請に応えることが求められており、改革に向けた取組を着実に進めてきている。</p> <p>特に、平成16年4月の情報通信研究機構発足に伴って就任した長尾理事長の強力なリーダーシップの下、平成16年度の実績に見られるとおり、予算の効率化目標を着実に実現するとともに、次の「組織形態に関する見直しに係る具体的措置」で述べているように、総務省においては、次期中期目標期間開始時からの非公務員型の独立行政法人への移行のための法案を本年2月に第162回国会へ提出し</p>		

たところである（ただし、当該国会においては審議入りがかなわず廃案となったため、早期に再提出する予定）。

- また、平成16年4月の情報通信研究機構の発足時に、社会経済環境の変化等に伴い社会的ニーズが低下したと判断される業務を大幅に廃止したところであり、民間や大学との役割分担等を意識しつつ、真に必要と判断される事務・事業に限って実施しているところである。
- 以上の状況を前提として、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）等を踏まえ、平成18年4月からの次期中期目標期間に向け、次の方向に沿った見直しを行う。

### **1. 国の政策と連携した研究領域の重点化**

(1) 本年7月の情報通信審議会の答申「ユビキタスネット社会に向けた研究開発のあり方について」(※1)を踏まえ、次期中期目標期間においては、国際競争力の維持・強化、安心・安全な社会の確立、知的活力の創造といった政策目的の達成に向け、以下の3つの研究開発領域に重点化する。

- ① 新世代ネットワーク技術に係る研究開発
  - ・我が国が持つ光、モバイル等に係るコア技術の国際的優位性を維持・強化できるネットワーク技術
  - ・世界の情報通信技術の発展においてリーダーシップを発揮できる最先端基礎技術 等
- ② ICT安心・安全技術に係る研究開発(※2)
  - ・社会経済活動の基盤となるICTネットワークの安心・安全を確保する技術
  - ・情報通信技術の活用により、安心・安全な社会環境を実現する技術 等
- ③ ユニバーサル・コミュニケーション技術に係る研究開発(※3)
  - ・個の知的創造力を増進することができる技術
  - ・言語、文化、身体能力等の障壁を越えることができるコミュニケーション技術 等

(※1) ユビキタスネット社会：「いつでも、どこでも、誰でも、何でも」ネットワークに繋がる社会

(※2) ICT：情報通信技術（Information and Communications Technology）

(※3) ユニバーサル・コミュニケーション技術：世界最先端のユビキタスネットを活用して知的創造活動を促進するコミュニケーションの技術、年齢・身体・言語・文化等の壁を乗り越え高齢者や障害者をはじめ人に優しいコミュニケーションの技術。

(2) また、次期中期目標期間に向け、所期の目標を達成できる見込みであることや社会環境の変化などの観点から、以下のような研究プロジェクトについては、現行の中期目標期間をもって廃止・縮小する。

(例)

- ・地上空間における光波伝搬に関する研究
- ・大規模安否確認システムに関する研究

## **2. 地方拠点の廃止・集約化**

(1) 情報通信研究機構では、自らが行う基礎的・先端的な研究開発や産学官連携による研究開発を推進するための研究拠点を設けている。これらの拠点については、社会経済等の環境の変化等にかんがみ、研究開発業務の効率化を推進する視点から、NICT発足以降、拠点の集約化等に努めてきたところである。

(2) 今般の見直しに当たっては、業務の一層の効率的な推進及び統合効果の一層の発揮を図るため、以下の方向で進める。

- ① 所期の目的を達成したと判断される拠点は廃止する。
- ② 研究内容を踏まえ、拠点の集約化を推進する。

## **3. 客観的・定量的指標の導入**

次期中期目標期間においては、客観的・定量的指標による管理を推進するため、研究成果の社会への還元・普及の部分を中心に、一層の数値目標を導入する。

## **4. 事業振興業務等の着実な実施**

(1) 通信・放送事業分野の事業振興等に係る業務（助成金・利子助成金の交付、債務保証、利子補給、出資等の業務）は、我が国の情報通信政策上の要請に基づいて実施されているものであり、次期中期目標期間においても各業務を着実に実施する。その上で、ベンチャー支援に係る業務については、過去の実績等を踏まえた上で事業のフェーズに応じた支援策を効果的・効率的に推進する。

(2) また、民間基盤技術研究促進業務については、研究課題の採択に当たって、民間に委ねては十分な開発が期待できないがユビキタスネット社会の構築に資する分野に重点化する。

	<p><b>5. 標準化・知的財産権・広報関連施策の推進</b></p> <p>日本発の情報通信技術の国際標準化活動、情報通信研究機構の研究成果の社会への還元・普及の推進を図るため、情報通信技術の研究開発を基礎から応用まで一貫して総合的に実施するメリットを最大限発揮し、標準化、知的財産権、広報関連施策を一層戦略的に進める。</p>
<p>事務及び事業について上記措置を講ずる理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国の国際競争力の発展、少子高齢化といった社会環境の変化に対応した豊かで安心・安全な国民生活の実現を先導するという情報通信分野の重要性にかんがみ、現行の科学技術基本計画（平成13年3月閣議決定）において重点化すべき4つの研究開発分野の一つとして位置付けられているほか、政府のIT戦略本部（本部長：内閣総理大臣）において決定されたe-Japan戦略Ⅱ（平成15年7月）やe-Japan重点計画2004（平成16年6月）に基づいた取組を進めているところである。欧米やアジアの諸外国においても、情報通信分野を国際競争力の源泉と捉え、研究開発予算を積極的に確保するなど、国を挙げて情報通信技術の研究開発等を戦略的に推進している。</li> <li>○ このように、次世代の発展基盤と期待される情報通信技術の研究開発を確実に推進することは重要な課題となっており、情報通信研究機構においては、情報通信分野を専門とする公的研究機関として、我が国の国際競争力の維持・強化や安心・安全で豊かな国民生活の実現に向け、産学との役割分担を意識しつつ、国の情報通信政策との連携の下、中長期的でハイリスクな研究開発を中心に取り組むことが必要である。 一方、国の政策との連携の下での質の高い研究成果の創出、効率的な業務運営の遂行が必要であるとの認識に基づき、次期中期目標期間においては、研究開発領域の「選択」と「集中」という観点から、研究開発領域の重点化、地方拠点の廃止・集約化といった取組を実施する。</li> <li>○ また、日本発の情報通信技術の国際標準化に向けた一層の取組の必要性、研究成果の産業界・学界への技術移転を進めるとともに、広く国民一般にも普及させることが公的な組織としての責務であることにかんがみ、標準化活動、技術移転、広報活動の一層の強化を図る必要がある。</li> <li>○ さらに、通信・放送事業分野の事業振興等に係る業務については、上述の政府のIT戦略本部（本部長：内閣総理大臣）にて決定されたe-Japan戦略Ⅱ（平成15年7月）やe-Japan重点計画2004（平成16年6月）等に基づいて、我が国の情報通信政策上の要請に基づいて実施されているものであり、政策課題を達成するため、次期中期目標期間においても着実に推進する必要がある。</li> </ul>

	○ このように、我が国の情報通信分野の発展に向けて情報通信研究機構が果たすべき役割の重要性にかんがみ、その責務の着実かつ効率的・効果的な遂行に向けて、所要の見直しを図るものである。
--	--

組織形態の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人情報通信研究機構	府省	総務省
組織形態に関する見直しに係る 具体的措置（又は見直しの方向性）	<p><b>1. 非公務員化への自主的移行とそのメリットを最大限活かした諸施策の積極的推進（非公務員化法案を本年2月25日に国会に提出済）</b></p> <p>(1) 総務省においては、昨年8月に情報通信研究機構の研究開発機能の一層の高度化に向け、次期中期目標期間開始時からの特定独立行政法人以外の独立行政法人、すなわち非公務員型の独立行政法人へ移行することを自主的に打ち出した。</p> <p>その上で、非公務員化のための法案を策定の上、平成18年3月末に中期目標期間終了を迎える他法人に先駆けて、本年2月に第162回国会へ提出したところである（ただし、当該国会においては審議入りがかなわず廃案となったため、早期に再提出する予定）。</p> <p>(2) 次期中期目標期間においては、国家公務員法等にとられない戦略的な人材獲得、産学官連携の推進、弾力的な勤務形態の促進といった非公務員化のメリットを最大限活かし、より自主性・自律性の高い業務・組織運営を確保し、機構の研究開発機能の一層の高度化を図っていく。</p> <p>このため、以下の諸施策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 戦略的な人材獲得に向けた採用制度の構築</li> <li>② 産業界との人事交流や兼業などに関し、より弾力的な取扱いの実現</li> <li>③ 優れた成果を上げた職員に対して手厚い処遇を行うなどの評価制度の見直し</li> <li>④ 多様な職務やライフスタイルに応じたより弾力的な勤務形態の導入</li> </ul> <p><b>2. 2本部制の廃止</b></p> <p>NICT発足に際しては旧CRLの小金井本部と旧TAOの芝本部の2本部制を採用してきたが、統合効果の一層の発揮に向け、現在の芝本部を廃止し、小金井における一本部制へ移行する。</p> <p><b>3. 研究体制等の見直し</b></p> <p>次期中期目標期間においては、本年7月の情報通信審議会の答申「ユビキタスネット社会に向けた研究開発のあり方について」を踏まえ、①新世代ネットワーク技術、②ICT安心・安全技術、③ユニバーサル・コミュニケーション技術に係る研究開発への重点化をする。</p> <p>このような研究開発領域の重点化に対応した、より機動的・効率的な研究開発業務の実現に向け、現在の研究体制及び研究支援体制を見直す。</p>		

	<p><b>4. 管理部門の効率化</b> 適正かつ機動的な人員配置の実施等を通じ、全職員数に対する管理部門の比率の低減を図る。</p>
<p>組織形態について上記措置を講ずる理由</p>	<p>○ 我が国の国際競争力の発展、少子高齢化といった社会環境の変化に対応した豊かで安心・安全な国民生活の実現を先導するという情報通信分野の重要性にかんがみ、現行の科学技術基本計画（平成13年3月閣議決定）において重点化すべき4つの研究開発分野の一つとして位置付けられているほか、政府のIT戦略本部（本部長：内閣総理大臣）において決定されたe-Japan戦略Ⅱ（平成15年7月）やe-Japan重点計画2004（平成16年6月）に基づいた取組を進めているところである。</p> <p>欧米やアジアの諸外国においても、情報通信分野を国際競争力の源泉と捉え、研究開発予算を積極的に確保するなど、国を挙げて情報通信技術の研究開発等を戦略的に推進している。</p> <p>○ このように、次世代の発展基盤と期待される情報通信技術の研究開発を確実に推進することは重要な課題となっている。情報通信研究機構においては、情報通信分野を専門とする公的研究機関として、産学との役割分担を意識しつつ、国の情報通信政策との連携の下、引き続き、情報通信を基軸とした専門的な見地から中長期的でリスクの高い研究開発を中心に取り組んでいく必要がある。したがって、情報通信研究機構を廃止又は民営化することはできないものとする。</p> <p>○ 一方、課せられた責務の重要性にかんがみ、質の高い研究成果の創出及び効率的・効果的な業務運営の一層の推進に向けて、情報通信研究機構について、より自主性・自律性の高い業務・組織運営を確保し、その研究開発機能の一層の高度化を図ることは重要な課題である。</p> <p>○ このような認識の下、総務省においては、昨年8月に、情報通信研究機構の研究開発機能の一層の高度化に向け、次期中期目標期間開始時からの特定独立行政法人以外の独立行政法人、すなわち非公務員型の独立行政法人へ移行することを自主的に打ち出した。その上で、非公務員化のための法案を策定の上、平成18年3月末に中期目標期間終了を迎える他法人に先駆けて、本年2月に第162回国会へ提出したところである（ただし、当該国会においては審議入りがかねわず廃案となったため、早期に再提出する予定）。</p> <p>非公務員型の独立行政法人への移行後は、戦略的な人材獲得や産学官連携の推進など、そのメリットを最大限実現するための諸施策を積極的に実施していく必要がある。</p>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ また、旧CRLと旧TAOの統合効果の一層の発揮及び効率的・効果的な業務・組織運営体制の確立という観点から、現在の2本部制を廃止し、小金井本部における一本部制へ早期に移行する必要がある。</li><li>○ さらに、次期中期目標期間における研究開発領域の重点化や研究成果の発信機能の強化を実現するためのより効率的・効果的な業務・組織運営体制を確立するという観点から、現在の研究体制及び研究支援体制を見直すとともに、職員の適正な配置と業務分担の見直しを通じて全職員数に対する管理部門の職員数の比率の低減を図るものとする。</li></ul> |
|--|--|